

令和2年5月7日

保護者 様

沼津市教育長
(学校教育課)

市立幼・小・中・高等学校における臨時休業の延長等について

日頃より本市の教育行政につきまして、御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。
また、新型コロナウイルス感染症対策にお取り組みいただき、重ねて御礼申し上げます。
国の緊急事態宣言が延長されたことを受けまして、学校の臨時休業の延長について下記のように実施することといたしました。保護者の皆様におかれましては、これらの趣旨につきまして御理解いただき、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 臨時休業の延長期間

令和2年5月21日(木)から5月31日(日)まで

2 入学(園)式

令和2年6月1日(月)に延期

3 臨時休業中の学習教材の配布について

- ・保護者様に来校いただいて配布します。
- ・状況が改善し、臨時登校日が実施できた場合には、子供に配布します。
- ・学校HPからダウンロードできる学習材料もあります。

※各学校独自の教材もありますので、可能な限り来校していただきたいと思っております。

※来校が心配される場合には、学校へ御連絡ください。

※市教委ポータルサイトには、学習を支援する動画を掲載したり、学習支援するサイトを紹介したりしています。

4 休業期間中の登校日について

感染状況を踏まえた上で、市教委が実施可能と判断した場合には、時差通学や学年別等の分散登校等による登校日を設定することがあります。

その際、学校から一斉メール等で連絡があります。

※無理に登校を促すものではありません。子供や保護者の意向を尊重します。

- 5 子供の居場所確保が困難な御家庭への支援について
保護者の方がいずれも感染症の対策や治療にあたる医療従事者や社会機能の維持にあたる方である場合等、やむを得ない理由により、居場所の確保が難しい子供を対象に、午前中を中心に図書室等を開放します。
- 6 子供の家庭での安全な過ごし方について
子供が留守番している時、安全に過ごすことができるよう御指導ください。
・在宅中でも、きちんと戸締まりをすること
・訪問者がきても玄関の扉を安易に開けないこと
・家族で留守番するときのルールを決めること
※静岡県警察ホームページ「子供だけで留守番している家を守ろう」より
- 7 新型コロナウイルス感染症の感染者等に対する偏見や差別の防止等の徹底について
新型コロナウイルス感染症の対策や治療にあたる医療従事者や社会機能の維持にあたる方とその家族等に対する偏見や差別につながるような行為は、不適切であり、あってはならないことと考えています。
・正しい情報に基づき、適切な行動をとることの大切さについて御指導ください。
・子供が根拠のない不安を生じないよう御支援ください。
- 8 市の相談機関について
相談窓口 (青少年教育センター内)
開設時間 午前9時から正午まで 午後1時から4時まで
電話番号 080-3650-3457
080-3684-3457
※学校では、子供一人一人の心身の状況把握及び支援に努めております。子供の生活・学習・健康など様々なことについて、質問や不安がある場合は、遠慮なく学校まで御連絡ください。